

船舶インシデント調査報告書

令和3年4月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航阻害
発生日時	令和2年4月27日 23時25分ごろ
発生場所	福島県南相馬市東北電力原町火力発電所東方沖 東北電力原町火力発電所専用港北防波堤灯台から真方位058° 3.9海里付近 (概位 北緯37°42.0 東経141°06.6)
インシデントの概要	押船第八瑞穂丸は、起重機船第八瑞穂丸を押航して北進中、押船第八瑞穂丸の右舷主機の運転ができなくなり、運航が阻害された。
インシデント調査の経過	令和2年7月3日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 押船 第八瑞穂丸 19トン 292-51408 鹿児島、株式会社南栄建設工業 ディーゼル機関（2基）、船内機、4サイクル、出力1,518 kW（合計）、回転数毎分1,406、6気筒、ボア170mm、 使用燃料A重油 B 起重機船 第八瑞穂丸、875トン なし、株式会社南栄建設工業
乗組員等に関する情報	船長A、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南西、風力 5、視界 良好 海象：波高 約1.5m
インシデントの経過	A船は、船長A及び甲板員が乗り組み、作業員6人が乗り組むB船 を押航して北進中、右舷主機排気温度の高温警報が作動したので、船 長Aが、直ちに右舷主機の停止操作を行ったが停止しなかった。 船長Aは、右舷主機の始動ハンドルを停止位置に操作できなかった ので、右舷主機燃料入口弁を閉鎖して同機を停止させた。 船長Aは、右舷主機の運転は不可能と判断し、左舷主機のみで運航 を継続して福島県相馬港に入港した。 機関整備業者は、右舷機の全筒燃料噴射ポンプ、カム軸及びタペット ローラ等の解放点検を行い、3番シリンダの燃料噴射ポンプ、カム 軸及びタペットローラ等を新替したのち、試運転を行い、運転に問題 のないことを確認した。
分析	A船は、B船を押航して北進中、右舷主機3番シリンダの燃料噴射 ポンプのプランジャとバレルに固着が発生し、右舷主機の運転ができ なくなり、運航が阻害されたものと考えられる。

原因	本インシデントは、夜間、A船が、B船を押航して北進中、右舷主機3番シリンダの燃料噴射ポンプのプランジャとバレルに固着が発生し、右舷主機の運転ができなかったことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 主機の燃料及び潤滑油の管理を適正に行い、燃料噴射ポンプのプランジャとバレル間の潤滑が適切に行われるようにすること。